

Mt.Fuji イノベーションエンジン会員規約

第1条（目的・適用）

本規約は、Mt.Fuji イノベーションエンジン（以下、「当団体」という）の会員及び会費に関し、必要事項を定めることを目的し、第2条に定める会員に適用する。

第2条（入会）

入会しようとするものは、当団体の定める入会手続き、会費を納入するものとする。

第3条（会員・会費）

1. 会員は会費を、当団体の定める方法により、指定日までに遅延なく支払うものとする。
2. 会員は、当団体が入会を承認したときから会員資格が付与される。
3. 会員の種別は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (ア) エンジン会員 次項に定める会費を納める個人をいう。
 - (イ) スポンサー会員 次項に定める会費を納める法人・個人をいう。
 - (ウ) STERRA 会員 次項に定める会費を納める法人・個人をいう。
4. 会員は次の各号に定める会費を支払う。
 - (ア) エンジン会員 年会費 12,000 円
 - (イ) スポンサー会員 年会費 60,000 円
 - (ウ) STERRA 会員 月会費 15,000 円
5. 年会費は請求時に前納一括払いとし、月会費は月毎定められた期限までに支払う。

第4条（不承認の基準）

1. 次の各号のいずれかに該当、もしくは該当すると当団体が認めた者は、入会を不承認する場合がある。
 - (ア) 当団体の目的に賛同していない者
 - (イ) 当団体の名誉や信用を傷付ける、または傷付けるおそれのある者
 - (ウ) 当団体の秩序を乱す、または乱すおそれのある者
 - (エ) 暴力団関係者及び暴力団関係者と密接な関係にある者
 - (オ) 過去に除名処分を受けた者
 - (カ) 入会申込みの内容に虚偽記載をする者
 - (キ) その他当団体が会員として不適当と認める者
2. 前項の各号に該当するか否かの判断は、当団体は理由を示すことなく、その裁量により行えるものとし、会員はこれに意義を申し立てることができない。

第5条（変更の届出）

1. 会員は、当団体への届出事項に変更が生じた場合には、所定の手続を以て遅延なく届出するものとする。
2. 会員が前項の届出を行わなかったことにより生じた不利益について、当団体はその責任を負わない。

第6条（会費の返還）

納付された会費は理由の如何を問わず返還しないものとする。

第7条（サービス）

1. 当団体が会員に対して提供するサービスは次のとおりとし、会員は会員種別によって適用するサービスが定められている。

- (ア) ビジネス相談
- (イ) インキュベーション
- (ウ) セミナー・講演会への招待（一部有料）
- (エ) マッチングサービス
- (オ) 各種情報提供
- (カ) 名前・法人ロゴ掲載
- (キ) STERRA Yamanashi ワークエリア・フリーパス発行
- (ク) STERRA Yamanashi 時間外利用
- (ケ) STERRA Yamanashi 住所貸し出し、荷物受け取り代行

2. 会員は前項（ア）から（ク）のサービスを、会員種別に応じて次の通り受けることができる。

- エンジン会員：（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）
- スポンサー会員：（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）（カ）（キ）
- STERRA 会員：（ア）（イ）（ウ）（エ）（カ）（キ）（ク）（ケ）

第8条（退会）

1. 会員はいつでも退会することができ、退会しようとする者は、その旨を当団体事務局へ届けなければならない。

2. 指定された期限から3ヶ月以上会費を納めないときは、退会したものとみなす。

第9条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号に定める理由によってその資格を喪失する。

1. 退会
2. 死亡、失踪宣言、または団体の解散
3. 除名
4. 当団体の解散

第10条（除名）

当団体は、会員が次の各号に該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。

1. 当団体の名誉を毀損する行為または会員としての品位を損なう行為があったとき
2. 反社会勢力との利害関係に関わったとき
3. 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき
4. 本規約及びその他当団体の規定に違反したとき

5. その他、当団体が会員として不適当と認めるとき

第 11 条（免責・損害賠償）

1. 天災、交通機関の途絶、緊急事態、不可抗力またはやむを得ない事情に伴いサービスの中断、運営の停止または廃止等によって会員に不利益が生じた場合に、当団体は一切責任を負わない。
2. 提供するサービスの利用により会員に損害が生じた場合（他者との間で生じたトラブルに起因する損害含む）や、サービスを利用できなかったことにより会員または他者への損害が生じた場合に、当団体は一切責任を負わない。
3. 会員が本規約に違反したことによる損害に対し、当団体は会員へ全額賠償請求をする。

第 12 条（個人情報取り扱い）

当団体は、利用者の個人情報について、法令の定める場合など正当な理由のある場合を除き、会員の許可なくその情報を第三者へ開示・提供せず、また、流出・改竄などを防止するための合理的な安全策を講じ個人情報の適切な利用と保護に努めるものとする。

1. 個人情報の利用目的

- (ア) サービスに関する会員との契約履行のため
- (イ) サービスの継続的な提供における管理およびこれに伴う各種案内の送付・連絡のため
- (ウ) 手紙、電子メール、電話等による情報提供、各種案内、サービスに関する営業活動のため
- (エ) 顧客動向分析またはサービスの開発・改善のため
- (オ) 事故等緊急の際の連絡のため
- (カ) 保険会社（保険代理店を含む）への各種手続に関わる当団体の事務処理のため
- (キ) 各種契約解約後の事後管理のため

2. 第三者への提供

当団体は以下の場合を除き、会員本人の同意なしに個人情報を第三者へ提供することはない。

- (ア) 前項利用目的の範囲で、当団体・当施設運営にかかる業務を第三者へ委託する場合
- (イ) 法令の規定による場合
- (ウ) 人の生命、身体、健康または財産の程のために必要であるが、本人の同意を得ることが困難である場合
- (エ) 国家機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 13 条（本規約の変更）

本規約は、会員への事前告知なしに内容を変更することがあり、変更日より新しい利用規約を適用するものとする。

平成 29 年 2 月 8 日 制定、施行

以上